

青梅市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方自治法の規定にもとづき、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項の規定にもとづき、青梅市（以下「市」という。）の市長、委員会の委員もしくは委員または職員（法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等は、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

(法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2の8第1項の規定にもとづき条例で定める額は、同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき法第203条の2第1項もしくは第4項または第204条第1項もしくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当または在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員
または監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の
委員または地方公営企業の管理者 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、施行日以後の市長等の行為にもとづく損害賠償責任について適用する。

3 施行日から地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第1条および第3条（見出しを含む。）中「第243条の2の8第1項」とあるのは「第243条の2の7第1項」と、第1条中「第243条の2の9第3項」とあるのは「第243条の2の8第3項」とする。